

今月の税

**国民健康保険税(普通徴収) 第9期
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第8期
介護保険料(普通徴収) …第9期**
納付書での納付は **3月1日(月)**まで
口座振替日は **2月25日(木)**です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

国民年金の独自給付

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めている方には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金以外に、「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」といった給付が受けられる場合があります。

○付加年金

定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

・付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納付した月数

※国民年金基金に加入している方、保険料の免除を受けている方は付加保険料を納めることができません。

※付加保険料の納付を希望する場合は、役場の国民年金担当窓口へ申し込みが必要です。

○寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けることなく死亡したときは、10年以上婚姻関係があり生計を維持されていた妻に、60歳から65歳のまでの間支給されます。

・寡婦年金額(年額) = 夫の老齢基礎年金額 × 4分の3

※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていた場合は支給されません。

※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

○死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その方と生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)の順で優先順位の高い方に支給されます。

【納付期間と支給額】

- ・3年以上15年未満 120,000円
- ・15年以上20年未満 145,000円
- ・20年以上25年未満 170,000円
- ・25年以上30年未満 220,000円

- ・30年以上35年未満 270,000円
- ・35年以上 320,000円

※保険料の一部免除を受けて4分の3納付した月は4分の3月、半額納付した月は2分の1月、4分の1納付した月は4分の1月として計算します。

※付加保険料を3年以上納付している場合は8,500円が加算されます。

※遺族が、遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられるときは、どちらか一方を選択します。

年金受給者が死亡した場合は

年金を受給している方がお亡くなりになったときは、「年金受給権者死亡届」を届けなければいけません。

届出を忘れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくことになります。このようなことにならないように、すみやかに届け出ることが必要です。

○未支給年金の請求

まだ受け取っていない年金があるときは、お亡くなりになった方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありますので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行ってください。受付窓口は管轄の年金事務所です。(寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡くなりになった場合は、役場の国民年金係が受付窓口になります。)

・受け取れる遺族と順位→配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

※必要な書類は、届け出る方や手続き内容によって異なりますので、事前に「ねんきんダイヤル」でご確認ください。

◇問 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (IP電話・PHSからは ☎03-6700-1165)
石巻年金事務所 ☎0225-22-5119
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923

お知らせ

裁判所からのお知らせ

2月の広報テーマは「執行官になるには… ～執行官採用について～」です。

詳しくは、最高裁ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。

◇問 仙台地方裁判所 ☎022-222-6115
仙台家庭裁判所 ☎022-222-4165
内線4613

2010年世界農林業センサス

2月1日現在で、世界農林業センサスを行います。この調査は、農林業の実態を明らかにするため、農林業を営んでいる全ての皆さんを対象に行うもので、1月下旬から調査員が訪問しています。調査の結果は、国や県・市町村等の農林行政施策の重要なデータとして利用されるほか、農山村地域の整備等、まちづくりに欠かせない資料となります。調査票に記入いただいた内容は、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

◇問 企画課企画政策係 ☎46-1371



各種相談日

生活相談、行政相談

◇日時 2月4日(木)、2月18日(木)
午前10時～午後3時

◇場所 志津川保健センター

◇問 保健福祉課社会福祉係 ☎46-5113

人権相談

◇日時 2月4日(木)、2月18日(木)
午前10時～午後3時

◇場所 志津川保健センター

◇日時 2月16日(火)
午前10時～午後3時

◇場所 歌津公民館

◇問 保健福祉課社会福祉係 ☎46-5113

アルコール関連問題専門相談

アルコール関連問題の専門相談を実施します。

アルコール問題等を抱える本人や家族の苦しみ・悩みを話してみませんか? 相談料は無料で秘密は厳守されます。安心してご参加ください。

◇相談日 2月23日(火)

◇時間 午後1時～4時

◇場所 志津川保健センター

◇相談員 東北会病院 大和田誠子氏

※相談を希望される方は、2月18日(木)までにご連絡ください。

◇問 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

平成22・23年度 南三陸町競争入札参加資格審査申請受付要項

平成22年度と平成23年度に、町が発注する建設工事等に係る競争入札に参加を希望する方の受け付けを行います。登録を希望する事業者は、以下により申請してください。

※平成22年3月31日までの資格をお持ちでも、引き続き参加を希望する場合は、改めて申請する必要があります。

◇受付期間 2月1日(月)から2月26日(金)までの午前9時から午後4時まで(閉庁日を除く)

◇受付場所 南三陸町総務課総務法令係

◇受付方法 持参または郵送(受領書が必要な場合は、80円切手と返信用定型封筒を同封してください)

◇提出書類等 (サイズ:A4版 提出部数:1部)

(1) 様式 「本町指定様式」とします(町ホームページからダウンロード可)

(2) 製本 紙ファイル製本

・下記①から⑯の順番で綴り、「表紙」「背表紙」には、「商号」「名称」を明記してください。

・提出書類すべてに「インデックス(付箋紙は不可)」を付け、各書類の名称または番号を記入してください。

・紙ファイルの色は、建設工事「ピンク(赤)」、測量建設コンサルタント等「青」、物品・役務等「黄」の3区分とし、複数希望する場合は、業種ごとに提出してください。

○は必須とし、▲は該当する場合のみ提出

No.	様式	建設工事	測量・建設 コンサル等	物品・役務 等	備考
①	申請書 【様式1】	○	○	○	
②	建設業許可証明書写し	○			
③	営業に関し法律上必要とする登録の証明書または登録通知書の写し		○	○	
④	業態調査書 【様式2】	○	○		
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○			登録時、有効期間内であるもの。有効期間経過後は、その都度差し替え
⑥	管理技術者等一覧表と資格者証等の写し 【様式3】	▲			※注1)
⑦	技術者経歴書及び免許証の写し 【様式4】	○	○		
⑧	工事経歴書 【様式5】	○			直前2年分
⑨	測量等実績調査書		○		直前2年分 ※注2)
⑩	実績調査書 【様式6】			○	直前2年分
⑪	I S O登録証の写し	▲	▲	▲	I S O9000、I S O14001等
⑫	営業所一覧表 【様式7】	○	○	○	
⑬	使用印鑑届 任意様式	○	○	○	実印及び契約・入札時に使用するもの(写し不可)
⑭	印鑑(実印)証明書	○	○	○	3カ月以内の発行日付のもの(写し可)
⑮	納税証明書	○	○	○	直前2年分(写し可) ※注3)
⑯	法人の場合…登記簿謄本・商業登記簿謄本 個人の場合…市町村が発行する代表者の身分証明書	○	○	○	3カ月以内の発行日付のもの(写し可)
⑰	委任状 【様式8】	▲	▲	▲	代理人を置く場合
⑱	財務諸表		○	○	直前2年分

注1)「舗装施工管理技術者」、「管工事施工管理士」、「耐震継手工」及び「石綿作業主任者」を対象とします。該当する場合は必ず提出願います。なお、耐震継手工及び石綿作業主任者については、資格者証の写しに替え、技術講習または技能講習終了の写しを提出願います。

注2) 様式は任意としますが、内容については、「注文者」、「元請または下請の区分」、「件名」、「測量等対象の規模等」、「業務履行場所のある都道府県名」、「業務委託代金額」、「着手及び完了(予定)年月日」を記載してください。また、登録を受けた業種の区別またはその他の営業の種類別に作成し、下請けにあっては、「注文者」の欄には、「元請業者名」を、「件名」の欄には、「下請け件名」を、「業務委託代金額」欄には、「税込み金額(消費税及び地方消費税)」をそれぞれ記載願います。

注3)「未納がない旨の証明書」
・法人の場合…法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
※法人税、消費税、地方消費税は、税務署の発行する納税証明書(納税証明書「その3の3」(法人用))
・個人の場合…所得税及び個人事業税の納税証明書(委任先がある場合は、委任先所在地の法人事業税の納税証明書も添付のこと)
※所得税は、税務署の発行する納税証明書(納税証明書「その3の2」(個人用))
・南三陸町に事業所(法人・個人共)を有する場合(上記と併せ)
…平成21年度納期未到来分を除く町税に係る納税証明書(町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

◇有効期限 平成22年4月1日～平成24年3月31日

◇変更の届出 申請者是有資格期間中、申請内容に変更があった場合は、変更届を提出願います。(様式は、町ホームページからダウンロード可)

◇審査結果 受理された事業者については、町ホームページに登録番号、商号または名称及び住所を掲載します。

問い合わせ 総務課財政係 ☎46-1370